

資料1

諸外国の後期中等教育制度について

諸外国の後期中等教育制度について

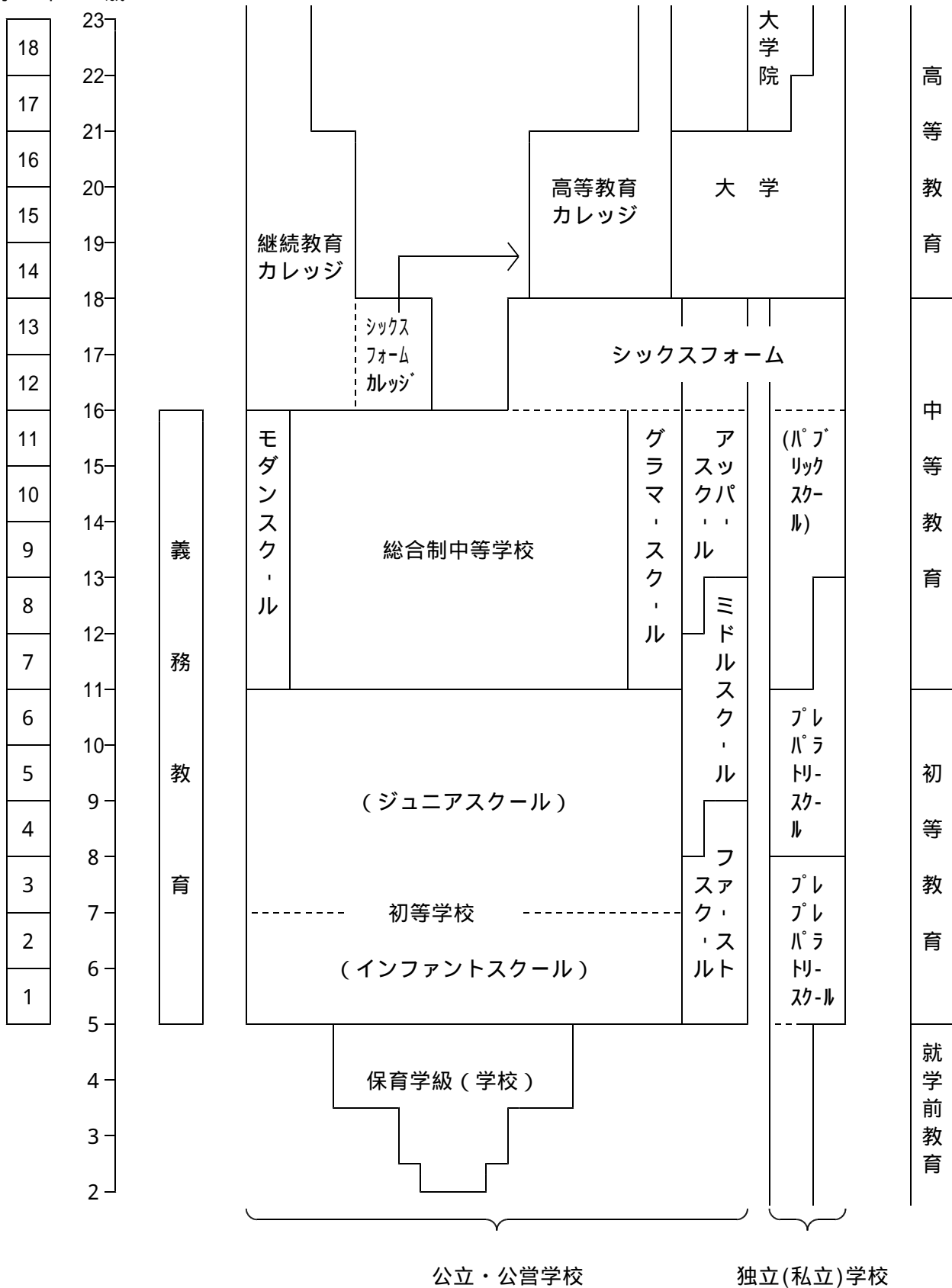
国名		イギリス	フランス	アメリカ	韓国
1 教育内容・方法	1-1 教育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・有り。 ・2002年教育法(第78条)は、学校の包括的な目標として次の点を規定:①学校及び社会における児童生徒の精神的、道徳的、文化的、知的及び身体的発達を促進すること、②成人後の機会、責任及び経験に向けて児童生徒に備えさせること(1944年教育法以来ほぼ一貫)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有り。 ・国の教育目標として2005年学校基本計画法(フィヨン法)。 ・すべての生徒が学校教育終了時に何らかの公認資格を取得、同一世代の80%がバカロレア水準に到達、50%を高等教育修了に至らせることが目標として定められている。 ・毎年度制定される教育指針等。 ・国の教育目標を基に大学区は大学区の特質を踏まえた教育計画を策定。 ・学校は学校計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有り。 ・各州の法令で包括的な目標が定められ、教育スタンダードで各教科の到達目標が示されている。 (包括的な目標の例:テキサス州法第28.001条の要旨) 州の教育スタンダードを開発する目的は、すべての児童・生徒が、読み、書き、計算、問題解決、批判的な思考、テクノロジーの応用、意思伝達をすべての教科にわたって行うために必要な知識・技能を習得させることであり、中等後教育機関や訓練機関、職場において、継続的に学習することができるように準備させることである。 ・州の目標に基づき、各学区では行政規則や教育課程基準等で目標を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有り。 ・全国共通の教育課程基準の「総論」において、包括的な教育目標が設定されている。これによると、高校教育は「中学校の教育の成果に基づき、生徒の適性と素質に合った進路探索能力と世界市民としての資質を涵養することに重点を置く」。 ・各教科の教育課程基準においては、各教科の教育目標が設定されている。
	1-2 教育課程の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・無し。 ・後期中等教育段階において、生徒は選択した資格のシラバスにそって履修。 ・基本となる大学入学資格は、GCE・Aレベル。 ・義務教育段階まで(~16歳)は、国の教育課程基準として「全国共通カリキュラム」(12教科)。 ・学校種:中等学校(シックスフォーム)、シックスフォーム・カレッジ、継続教育カレッジ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有り。国が制定。 ・法令により学校種あるいはバカロレアの種類(コース・専門領域)ごとに全国共通の教育課程基準及び資格取得の基準を設定。 ・後期中等教育は主にリセ、職業リセ、又は見習い技能者養成センターで行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有り。各州が策定する教育スタンダード(全国的、統一的な基準はない。ただし、英語と数学は各州の協力により「共通基礎スタンダード」が開発されており、9割の州はこれを自州の教育スタンダードとして採用)。 ・州の教育スタンダードに基づき、初等中等教育行政専門の地方政府である学区が、所管する公立学校のための教育課程基準を定める。学区の基準に対して州の教育スタンダードは法的拘束力を持たないが、実質的に学区の基準は州の教育スタンダードに沿った内容となっている。 ・ほとんどのハイスクールは総合制。なお、私立学校は適用の対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有り。国が定める全国共通の教育課程基準。 ・設置主体にかかわらず、すべての学校が対象となる。 ・高校は、主に普通高校と職業高校に分けられる。その他、特殊目的高校などがある。
	1-3 教育課程の基準の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国のOFQUAL(資格・試験規制機関)は、各資格ごとに当該資格が満たすべき基準を作成(GCEは科目ごと)。 ・各資格授与団体(試験機関)はこの基準をもとに各資格のシラバス(specification)を作成する。 ・学校は、いずれかの試験機関の資格(科目)を選び、その内容にそって指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課程ごとあるいはバカロレアの種類(コース・専門領域)の科目ごとに、教科の目的、内容、獲得すべき知識などを定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の学年別・領域別の指導内容に関する大綱的基準と到達目標(教育スタンダード)では教育課程の全体構成や時間配当等は定められていない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科構成、卒業単位数。 ・教科の目標、内容、評価基準、教授・学習方法など。
	1-4 教科の構成・時間配当	<ul style="list-style-type: none"> ・学校により、開設される資格(普通、応用・職業)は異なる。 —GCE・Aレベル・GCE・ASレベル(約80科目) —応用 Aレベル(約10科目) —ディプロマ(14科目) —NVQ(全国職業資格) —Functional Skills(実用技能) —IB(国際バカロレア) ・GCE・Aレベルの場合、1年目に4科目程度、2年目に3科目程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で定める。各課程、バカロレアの種類(コース・専門領域)により基準が定められている。コースにより時間数等は異なる。 ・普通バカロレアは3コース、技術バカロレアは8コース、職業バカロレアは75の専門領域に分かれる。 ・普通課程及び技術課程の第1学年は共通の課程。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単位制。1単位は1日1回の授業を1学年度(180日)を通して履修して取得。 ・必修教科の構成や卒業に必要な取得単位数は、「教育スタンダード」とは別に、州の法令で規定。 ・多くの州では、必修教科となっている英語や数学、理科、社会、保健、体育のほか、芸術、外国語、及びキャリア教育の各教科・分野について教育スタンダードを策定。 ・学区は、州の教育スタンダードがない教科や分野についても、独自に教育課程を作成し、提供することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単位制。1単位は50分を基準とし、17回履修する。 ・韓国語、数学、英語、社会(道徳を含む)、科学、体育、芸術(音楽、美術)、生活・教養(技術・家政、第2外国語、漢文、教養のうちから選択)、創造的な体験活動から構成される。

諸外国の後期中等教育制度について

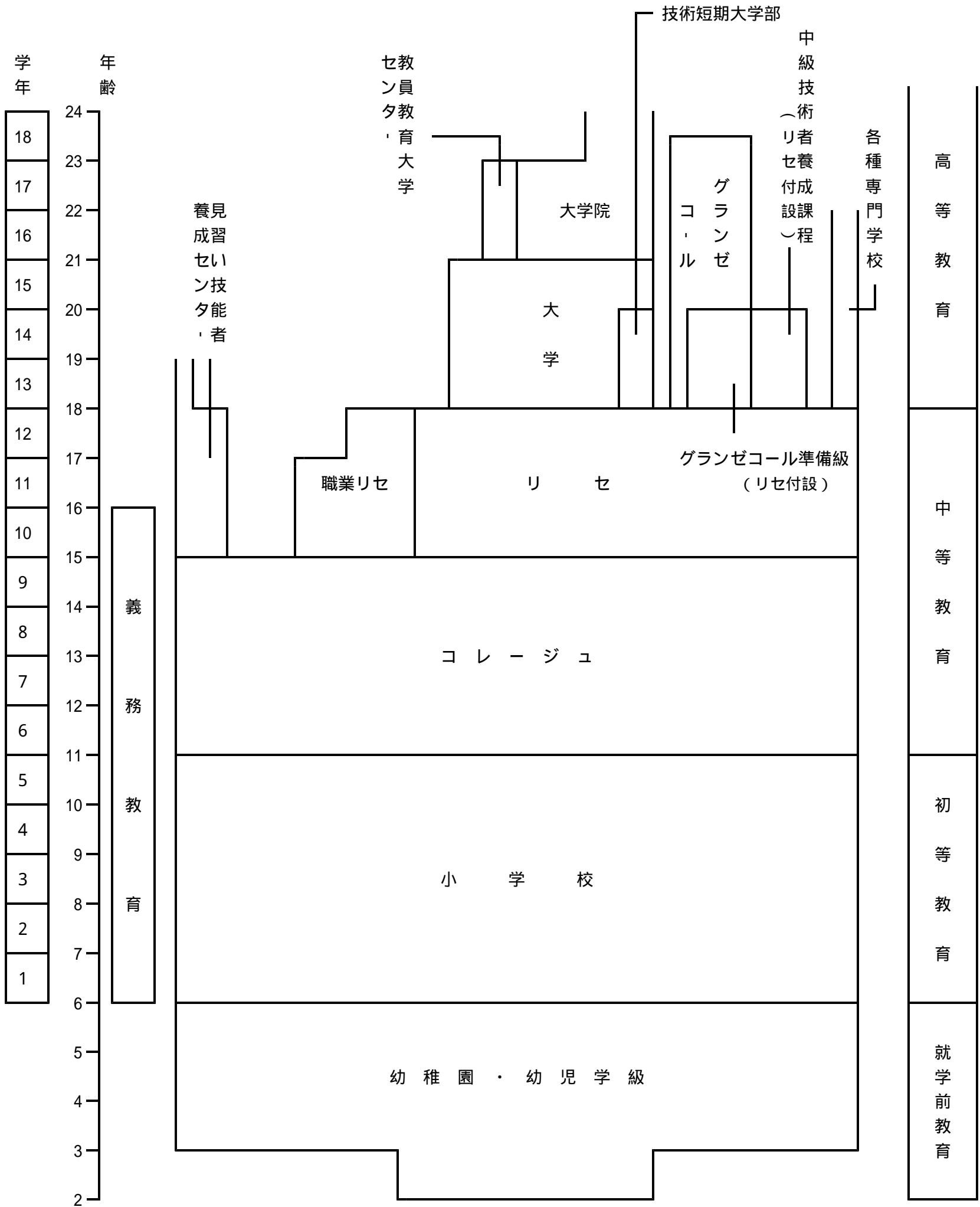
国名		イギリス	フランス	アメリカ	韓国
2 進級・進学制度	2-1 修了の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・GCE・Aレベル資格試験の合格:合格は、最高のA*から、A、B、C、D、Eまでの6段階。不合格はU。 ・*大学進学の場合:GCSE(中等教育修了一般資格)の取得に加えて、GCE・Aレベル資格について志望専攻に関連する3科目程度の合格。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バカロレア(中等教育修了資格と高等教育入学資格を兼ねる国家資格)取得試験の合格。 ・バカロレアは20点満点で10点以上で合格。12点以上での合格には評価(秀, 優, 良)が追記される。 ・職業資格(職業適任証(CAP)等)の取得。 	<ul style="list-style-type: none"> ・州が定める数の単位取得。通常、合計で20~24単位。ほとんどの州では、英語、数学、理科、社会及び体育を必修教科とし、このうち体育以外の各教科について3~4単位、体育については1単位、さらに必修教科あるいはその他の教科目から選択科目として8~10単位を履修することとなっている。 ・24州(2011年度)では州内統一の学力テストで一定の成績を収めることをハイスクールの修了要件の1つとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業に必要な単位数は、204単位。単位の取得は定期試験などの結果による。各学年を修了するには授業日数の3分の2以上の出席が必要である。
	2-2 進学制度	<ul style="list-style-type: none"> ・シックスフォームへの進学に際して定められた要件はない。ただし、学校は、GCSE(通常16歳で受験)の合格を求めるのが一般的であり、希望する資格コースにより要件の内容は異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リセ・職業リセへの進学は、生徒の希望に基づき、学校の定員等を考慮して決定。 ・コレージュ(中学校)最終学年から個別進路面談を実施。 ・生徒の希望に基づき学級委員会が進路を提案。同意できない場合は校長と面談。面談の結果に同意できない場合は不服審査委員会に申し立て。不服委員会が最終決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等中等教育の12年間は希望者全員が進学可能(入学者の選抜は行われない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平準化」地域では、入学者選抜は実施されない。 ・非「平準化」地域では、学校毎の入学者選抜が実施される。
	2-3 修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・各資格の成績証(GCEの場合、取得科目とその成績)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バカロレア(中等教育修了資格と高等教育入学資格を兼ねる国家資格)。 ・職業資格(職業適任証(CAP)等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイスクール修了証。 ・26州(2011年度)では取得単位の成績や数、種類あるいは州内統一の学力テストの得点等に基づいて成績優秀者であることを示す修了証や証明等が授与される。 ・29州(2011年度)では、授業に出席していても、取得単位数や州内統一の学力テストの得点等で要件を満たせない者について、通常の修了証とは別の証明書が授与される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業証。
3 動向・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・共通的な指導内容: ①宗教教育(1944年教育法以来)。 ②Functional Skills(実用技能):英語・数学・情報(義務教育段階)。 ③キャリア教育:学習プログラム(職場経験)と助言活動。 ・動向・課題: 2015年までに18歳までの教育又は訓練を義務化。普通教育資格と職業資格の同等性の実現。見習い訓練制度の拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年よりリセ改革を実施。一人ひとりを成功させるリセを目標に、①より良い進路指導・進路選択、②個別指導の充実、③時代に即した開かれたリセ、を目指す。 ・同一世代におけるバカロレア取得率は71.6%(2011年)。なお、毎年5万人がバカロレアを取得せずリセを終了、大学1年目の学生の2人に1人が進級できず。 ・「体育」「外国語」は全課程で実施。職業課程では「予防・健康・環境」が必修。 ・教育課程には、すべての教育段階で、フランスにおける文化の多様性及び豊かさを学ぶための教育を含むことと規定(教育法典第L.311-4条)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・州によっては、公立学校在学者に「合衆国憲法」や「独立宣言」、「アルコールや薬物、たばこ」など特定の項目について指導することを、州法等で規定。 ・地域でのボランティア活動と事前事後学習を組み合わせて行うサービラーニングを修了要件としている州(メリーランド州とワシントンD.C.)がある。19州(2011年度)では、サービラーニングを修了要件の一部とすることを認めている。 ・ほとんどの州では、教育スタンダードの中でコンピュータに関する学習について言及。6州(2008年度)では修了要件として「コンピュータの活用」や「情報通信技術」などの単位取得を義務化。 ・連邦法「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法」(2002年)を契機に、州の教育スタンダードに準拠した学力テストで一定の成績をあげて修了要件とする州が増大。 ・2010年6月、英語と数学の全州的な「共通基礎スタンダード」が完成。9割以上の州が導入。現在は理科に関する共通スタンダードを開発中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報化・世界化」時代に対応するため、初等中等教育では「コンピュータ」「英語」「漢字」「世界文化史」教育などを強化する方針(1995年)。 ・「平準化」政策の下、均一的な水準の高校教育が維持されているが、近年はカリキュラム運営に一定の裁量権を持つ高校種も増えている。 ・高校第1学年(第10学年)までは必修科目や週当たりの時間数の全国共通基準が定められていたが、2009年改訂の新カリキュラムでは高校の全学年に選択必修が導入された。 	

イギリスの学校系統図

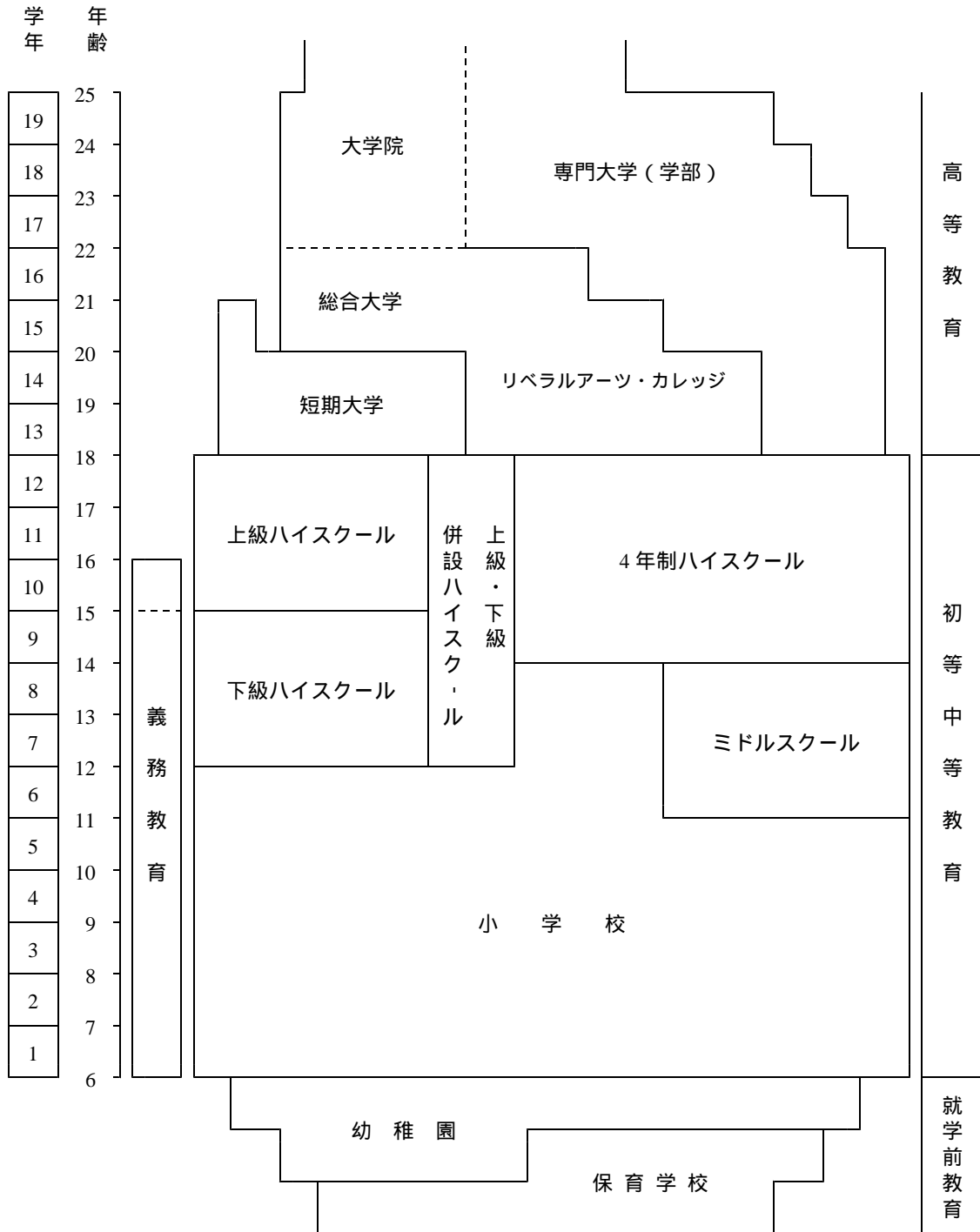
学 年 歳



フランスの学校系統図



アメリカ合衆国の学校系統図



(義務教育年限は州によって異なる。また、学校制度も州あるいは学区によって異なるため、図では、代表的な制度として、5 - 3 - 4制、6 - 3 - 3制、8 - 4制、6 - 6制のみを示した)

韓国の学校系統図

